

宮城県監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により報告した定期監査結果について、宮城県知事から同条第12項の規定により下記の措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により公表する。

令和2年1月10日

宮城県監査委員	本	木	忠	一
宮城県監査委員	太	田	稔	郎
宮城県監査委員	石	森	建	二
宮城県監査委員	成	田	由	加里

記

1 監査委員の報告日

令和元年8月26日

2 通知のあった日

令和元年11月13日

3 監査委員の報告の内容及び措置の内容

(1) 大崎広域水道事務所

イ 監査委員の報告の内容

(イ) 事務事業の執行管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

(ロ) リース契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

ロ 措置の内容

(イ) 今回の事案を受け、公印の保管・使用方法を見直し、保管の際は、総務班長と庶務担当の二人が鍵を持って管理できるキャビネットに移した。

使用の際は、総務班長と庶務担当が並んで座っている間の脇卓の上に置くようにし、文書審査後、押印の際に関係ない書類に押そうとしていないか、総務班長又は庶務担当が監視できるようにした。

両者が不在の際は、事務総括又は所長が管理することとした。

(ロ) 不慣れな手続きについては、その都度先例を確認したり、本局をはじめ他の公所に聞いたりして、組織として手続きの流れを確認するよう改善した。

また、契約形態ごとに契約書作成の要否等もチェックできるよう、チェックリストを改めた。